

広島市住宅減災対策工事補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、崖崩れの発生が予想される崖や崖崩れが発生し二次災害のおそれがある崖に対し、所有者等による被害の軽減を目的とした対策工事を行うために、必要となる費用の一部を補助することにより、市民の生命・身体を守り、安全で災害に強いまちづくりを進めることを目的とする。

2 減災対策工事にかかる費用への補助金については、広島市補助金等交付規則（昭和36年広島市規則第58号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 崖 地表面が水平面に対し30度以上の角度をなす土地であつて、高さが2メートルを超えるものをいう。ただし、小段等によって上下に分離された崖においては、下層の崖の下端（崖の前面の下部が地盤面と接する部分をいう。以下同じ。）から水平面に対し30度の角度をなす面の上方に上層の崖の下端がある場合は、上下の崖は一体のものとみなす。
- (2) 人工崖 擁壁の設置及び切土等の人の手が加えられた崖をいう。
- (3) 崖地 崖及び崖に隣接する土地をいう。
- (4) 住宅 一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅をいい、店舗等を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延面積の2分の1未満のもの）を含む。
- (5) 崖崩れ 崖における土砂の流出又は崩壊をいう。
- (6) 建替え 現に存在するものを除却するとともに、当該土地に新たに築造することをいう。
- (7) 宅地等 不動産登記における土地の地目が「宅地」である土地又は建物の敷地に供せられる土地をいう。
- (8) 本復旧 崖崩れが発生した崖を原形に復旧することをいう。ただし、原形に復旧することが不可能、困難又は不適當な場合は、これに代わるべき施設を設置することをいう。
- (9) 応急復旧 崖崩れが発生した崖について、崩土、倒木及びがれき等の撤去、並びに付帯する仮設施設の設置を行うことをいう。
- (10) 被災想定家屋 居住がなされている住宅が、崖の上にある場合は崖の下端から、崖の下にある場合は崖の上端からの水平距離が、崖の高さの1.7倍未満の区域にあるものをいう（ただし、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している住宅を除く。）。
- (11) 道路等 以下に掲げる道路をいう。

ア 道路法による道路

イ 建築基準法第42条に規定する道路及び第43条第2項に基づく空地

ウ その他これらに類するもので市長が認めるもの

- (12) 道路等を通行する第三者に被害がおよぶ恐れがある崖地 道路等が、崖の上にある場合は崖の下端から、崖の下にある場合は崖の上端からの水平距離が、崖の高さの1.7倍未満の区域にある宅地等の崖地をいう。
- (13) 所有者等 崖地の所有者、被災想定家屋の所有者又は宅地等の所有者をいう。ただし、区分所有の共同住宅の場合は、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に基づき構成された団体の代表者とする。
- (14) 減災対策工事 所有者等による崖崩れの被害の軽減を目的とした対策工事をいう。
- (15) 崖の勾配 減災対策工事を実施する前の崖の前面の上端と下端とを含む面の水平面に対する角度をいう。
- (16) 崖の高さ 減災対策工事を実施する前の崖の上端と下端との垂直距離をいう。
- (17) 本人確認書類 本人の写真が貼付された官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等をいう。
- (18) 交付決定 補助金の交付の決定をいう。
- (19) 事業完了 補助金の交付の完了をいう。

（補助対象地）

第3条 補助対象地は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 被災想定家屋がある崖地
 - (2) 宅地等の崖崩れにより、道路等を通行する第三者に被害がおよぶ恐れがある崖地
- 2 前項第1号に規定する補助金の交付申請時に被災想定家屋が存在しない場合及び申請後に被災想定家屋の建替え等を行う場合は、実績報告書（第11号様式）に被災想定家屋となる新築住宅の検査済証を添付することを条件として、補助対象地とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、隣接する住宅又は宅地等の崖崩れにより道路等を通行する第三者に対し相当の危険性がある等、減災対策工事が必要であると市長が認める崖地は、補助対象地とする。

（補助対象地の除外）

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象地から除く。

- (1) 人工崖の場合は、工事施工後10年を経過していない崖（相当の危険がある場合を除く。）

- (2) 急傾斜地崩壊対策事業及び小規模崩壊地復旧事業等により施行した崖地
- (3) 減災対策工事が行われた崖地

(補助申請者)

第5条 補助申請者(以下「申請者」という。)は、崖の保全等に係る対策施設(以下「対策施設」という。)を設置する所有者等とする。また、所有者等が複数いる場合は、この中から選任された代表者による申請とする。ただし、いずれの場合も営利を目的としない個人とする。

- 2 被災想定家屋が1戸及び宅地等に対し、複数の崖地が補助対象地に該当する場合は、一連の崖地とみなし、一度しか申請を認めないものとする。

(補助対象工事)

第6条 補助を受けることのできる減災対策工事は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 以下のいずれかの工事

- ア 擁壁築造工事

- イ 擁壁の建替え工事

- ウ 擁壁の設置を要しない法面整形を含んだ切土又は盛土工事(宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という。)が定める基準を満たすものに限る。)

- エ 崖の侵食及び風化を防止するための法面保護工事(法砕工、モルタル・コンクリート吹付工、落石防護柵工、落石防護網工等。)

- オ 崩壊抑止工事(抑止杭工、アースアンカー工、鉄筋挿入工等(ただし、崖崩れのおそれがない又は崖の安全が確かめられる状態になるものとする。))

- カ 待受擁壁工事(待受擁壁工、H型鋼コンクリート防護柵工等。)

- キ 崩壊した崖の本復旧工事(本復旧工事に至るまでの応急復旧工事を含める。)

- ク その他市長が認める工事

- (2) 減災対策上、やむを得ない場合を除き、土地利用の向上を目的としない工事

- (3) 第1号の付帯工事(排水構造物に限る。)

- (4) 補助を受けようとする当該年度の市長の定める日までに完成する工事

- (5) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第44条に抵触しない工事

- (6) 広島市宅地の防災推進事業及び広島市住宅・建築物土砂災害対策改修補助事業に該当しない工事

(事前相談)

第7条 補助金の活用を予定している者は、次条に定める補助金の交付申請に先立ち、減災対策工事補助金事前相談書(第16号様式)を市長に提出し、事前相

談を行うものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 申請者は、補助金の交付を申請しようとする場合は、減災対策工事補助金交付申請書(第1号様式。以下「交付申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、次条に定める全体設計承認を受けて、補助金の交付を受けようとする申請者は、最終完了年度までの年度ごとに交付申請を行わなければならない。この場合、2年度目以降の交付申請については、交付申請書に次条第1項第1号及び第2号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 減災対策工事図面(位置図、平面図、断面図、対策工正面図、構造図、求積図等)
- (2) 対策施設の構造計算書、崖の安定計算書、土質調査資料等(必要な場合に限る。)
- (3) 建築基準法第6条第1項に規定する確認を受けるものは工作物確認済証、盛土規制法第12条第1項に規定する許可を受けるものは許可通知書、都市計画法第29条第1項に規定する許可を受けるものは許可通知書の写し(該当する場合に限る。)
- (4) 第5条第1項における所有者等の中から選任された代表者が申請する場合は、代表者選任通知書(第2号様式)(代表者以外の所有者等の本人確認書類の写し又は住民票の写しを添付)
- (5) 第2条第1項第13号における団体の代表者が申請する場合は、他の区分所有者からの委任を証する集会の議決が確認できる議事録
- (6) 減災対策工事に係る土地、被災想定家屋又は宅地等の登記事項証明書の写し(本人確認書類と整合がとれていること。)
- (7) 公図の写し
- (8) 市税に未納のない証明
- (9) 誓約書(第3号様式)
- (10) 見積書の写し(税抜き金額がわかる様式のもの)
- (11) 委任状(第14号様式)(第三者に委任を行う場合に限る。)
- (12) 工事概略書(同項第3号に該当しない場合に限る。)(第22号様式)
- (13) その他市長が必要と認める書類

2 前条に規定する事前相談において、緊急に減災対策工事が必要であると市長が認め、第6条第1号キに該当する場合は、交付申請書に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出することができる。ただし、次条に定める全体設計承認を受けて、補助金の交付を受けようとする申請者は、最終完了年度までの年度ごとに交付申請を行わなければならない。この場合、2年度目以降の交付申請については、交付申請書に次条第1項第1号及び第2号に掲げる書類を添付するものと

する。

(1) 見積書の写し（税抜き金額が分かる様式のもの）

(2) その他市長が必要と認める書類

3 前項に規定する交付申請を行った申請者は、減災対策工事の完了（交付決定通知から120日以内）までに、第1項に掲げる各号の書類を市長に提出しなければならない。なお、市長は、補助対象者が交付決定通知から120日以内に当該書類を提出しないときは、第11条に定める交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、天災その他申請者の責に帰さない事由があるときは、この限りではない。

4 第1項又は第2項に規定する交付申請を行った申請者は、第11条第1項の規定により補助金の交付決定を受ける前に、減災対策工事の実施に係る施工業者との契約締結及び工事の着手をしてはならない。

（全体設計承認）

第9条 申請者は、減災対策工事がやむを得ない理由等により、複数年度にわたる場合において、第8条第1項又は第2項で提出する書類に加え、減災対策工事全体設計承認申請書（第17号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 年度ごとの工程及び崖崩れの被害の軽減が認められる出来高が確認できる書類

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請が適当と認めたときは全体設計を承認し、減災対策工事全体設計承認通知書（第18号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の申請が不適当と認めたときは全体設計を承認しないことを決定し、減災対策工事全体設計不承認通知書（第19号様式）により、申請者に通知するものとする。

（補助金）

第10条 補助金は、当該年度の予算の範囲内において、補助対象となる減災対策工事にかかる費用又は市長が定める金額で算出した額のうちいずれか少ない額の2分の1以内、かつ、150万円を限度とする。また、消費税及び地方消費税相当額は補助対象外とする。

2 補助対象地である対策施設を設置する土地を複数の者が所有している場合は、営利を目的としない個人の持ち分を対象として、補助金を算出する。

3 第6条に該当する減災対策工事に関し、他の補助金等の交付決定を受けた場合は、この要綱の補助金交付対象外とする。

4 第1項及び第2項の補助金に1,000円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付決定)

- 第11条 市長は、第8条第1項又は第2項の申請を適当と認めた場合は、前条に基づき補助金の交付を決定し、減災対策工事補助金交付決定通知書(第4号様式。以下「交付決定通知」という。)により、申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、第8条第1項又は第2項の申請を不適当と認めた場合は、交付しないことを決定し、減災対策工事補助金不交付決定通知書(第5号様式)により、その理由を付して申請者に通知するものとする。

(工事着手)

- 第12条 申請者は、前条第1項の交付決定通知を受けた後、減災対策工事の実施に係る施工業者と契約し、工事着手後、速やかに着手届(第6号様式)に当該工事の契約書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(状況報告)

- 第13条 市長は、必要があると認めた場合は、減災対策工事の施工状況に関し、申請者から報告を求めることができる。
- 2 市長は、前項の規定に基づく報告が、交付申請書(添付書類含む)の内容と相違していると認めた場合は、申請者に対し、減災対策工事補助金交付申請書(変更)(第7号様式)の提出を求めるものとする。

(交付申請の変更)

- 第14条 申請者は、第11条第1項に定める交付決定通知後に、第8条で交付申請した内容に変更が生じる場合において、減災対策工事補助金交付申請書(変更)(第7号様式。以下「変更申請書」という。)に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の変更申請を適当と認めたときは、減災対策工事補助金交付決定通知書(変更)(第8号様式)により、申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の変更申請を不適当と認めたときは、減災対策工事補助金不交付決定通知書(変更)(第9号様式)により、その理由を付して申請者に通知するものとする。
- 4 減災対策工事が予定の期間内に完成しないとき、又は遂行が困難になったときは、速やかに市長にその旨を報告し、指示を受けなければならない。

(全体設計に係る工事の内容変更等)

- 第15条 全体設計の承認を受けた申請者は、全体設計に係る減災対策工事の内容等を変更しようとする場合において、その都度、減災対策工事全体設計変更(中止・廃止)承認申請書(第20号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければ

ばならない。

- 2 市長は、前項の承認をしたときは、減災対策工事全体設計変更（中止・廃止）承認通知書（第21号様式）により、申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ・取りやめ）

第16条 申請者は、第11条の規定による通知を受ける前に、補助金の交付の申請を取り下げの場合は、速やかに減災対策工事補助金交付申請取下届（第10号の1様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、第11条第1項及び第14条の規定による通知等（以下「交付決定通知等」という。）を受けた後に、申請を取りやめる場合は、速やかに当該交付決定通知等を添付の上、減災対策工事補助金取止届（第10号の2様式）を市長に提出しなければならない。この場合は、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（工事实績の報告）

第17条 申請者は、減災対策工事が完成した場合は、速やかに実績報告書（第11号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、第9条の全体設計承認を受けた申請者は、最終完了年度を除き、補助金の交付決定を受けた年度の2月末日までに実績報告書（第11号様式）を提出するものとする。この場合は、当該年度の崖崩れの被害の軽減が認められる出来高を確認できる書類及び工事の状況を確認できる書類を添付することとする。

- (1) 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項、盛土規制法第17条第2項、都市計画法第36条第2項の検査済証の写し（該当する場合に限る。）
 - (2) 工事写真（施工前、施工中、施工後）
 - (3) 工事費用の精算書（領収書の写し等）
 - (4) 契約書（変更）の写し（該当する場合に限る。）
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 第6条第1号キに該当する、応急復旧工事が完成した場合は、本復旧工事に先立ち、速やかに市長に報告しなければならない。
 - 3 第1項に定める実績報告書の提出期限は、交付決定通知を受けた年度の市長が定める日までとする。

（補助金の確定）

第18条 市長は、前条第1項の報告を適当と認めた場合は補助金を確定し、減災対策工事補助金確定通知書（第12号様式。以下「確定通知」という。）により、申請者に通知するものとする。

- 2 前条第1項ただし書きの規定による実績報告書の提出があった場合は、前項の「補助金」については、「当該年度の出来高に応じた補助金」に読み替えるもの

とする。

(補助金の請求)

- 第19条 申請者は、前条に定める確定通知の受領後に、補助金の交付を受けようとする場合において、速やかに減災対策工事補助金交付請求書（第13号様式。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の請求を適当と認めたときは、申請者に補助金を交付するものとする。
- 3 第9条の全体設計承認を受けた減災対策工事のときは、当該年度ごとに、当該年度の崖崩れの被害の軽減が認められる出来高に応じた補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

- 第20条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合において、交付決定を取り消すことができる。
- (1) 第6条第1号キに該当する本復旧工事及び第8条第3項に規定する書類の提出が、交付決定通知から120日以内に完了しないとき。ただし、天災その他申請者の責に帰さない事由があるときは、この限りではない。
- (2) 虚偽その他不正の手段により第11条第1項及び第18条の規定による通知を受けたとき。
- (3) 第11条第1項の規定による通知書の記載事項又はこれに付した条件に反したとき。
- (4) 交付決定通知前に減災対策工事の実施に係る施工業者と契約締結及び工事着手したことが判明したとき。
- (5) 第13条第2項の市長の求めに従わないとき。
- (6) 第14条に基づく変更申請がこの要綱の内容を満たさないとき。
- (7) 第26条に基づく補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したとき。
- (8) 建築基準法又は盛土規制法に違反していることが明らかなきとき。
- (9) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に違反していることが明らかなきとき。
- (10) 全体設計承認を受けた減災対策工事が完成せず、崖崩れの被害の軽減にならない箇所が残っているとき。
- (11) 補助を受けようとする当該年度の末日までに事業完了しないとき。
- (12) その他法令、条例、規則及びこの要綱に違反していることが明らかなきとき。
- 2 市長は、交付決定を取り消す場合は、減災対策工事補助金取消通知書（第15号様式）により、その理由を付して申請者に通知するものとする。

(権利譲渡の禁止及び一般承継)

第21条 第11条第1項及び第18条の規定による通知を受けた申請者は、承認及び決定された権利を第三者に譲渡してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、申請者が死亡した場合は、減災対策工事の契約を相続した個人が、補助金の決定された権利を承継することができる。

3 前項の規定により権利を承継し、申請者となる場合は、第14条第1項の変更申請書に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第22条 市長は、第20条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第23条 申請者は、第20条の規定による交付決定の取消しを受け、前条の返還を命ぜられた場合において、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならないときは、申請者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

3 申請者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

(財産の処分の制限)

第24条 補助金の交付を受けた対策施設及び対策施設が存する土地は、補助金交付日から10年間、この要綱の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けた場合は、この限りではない。

(維持管理等)

第25条 減災対策工事完成後の対策施設の維持管理は、所有者等が適正に行うものとする。

(暴力団の排除)

第26条 市長は補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者

(3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

2 市長は、補助対象者が前項各号のいずれかに該当したときは、第11条に規定する交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（雑則）

第27条 この要綱に基づき、申請者が提出する書類の内容及び減災対策工事に係る一切については、申請者の責任に帰するものとする。

（委任規定）

第28条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、下水道局長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和5年5月26日から施行する。
- 4 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。